

第3回府中市立公園指定管理者制度導入効果検証委員会 議事録

- 1 開催年月日 令和7年6月23日(月) 午後2時55分 開会  
午後4時55分 閉会

2 出席者及び欠席者

- (1) 委員 鹿嶋晶子  
北谷豪  
小林渡  
成川綾  
藤間利明  
町田誠  
吉川正人  
(五十音順)

- (2) 欠席委員 なし

- (3) 事務局 公園緑地課長 直井秀典  
公園緑地課公園管理運営制度担当主幹 小田代貴彦  
公園緑地課課長補佐 江内田直樹  
公園緑地課公園管理運営制度担当主査 下田博昭

- (4) 参考人 指定管理者 キャピタル・かたばみ共同企業体

3 傍聴者 なし

4 会議内容

(1) 議事

ア 指定管理者制度における導入効果の検証について  
事務局より資料18に基づき説明

(イ) 複数公園及び複数工種の包括管理の検証について

(委員) 評価の1行目の「効率的な業務運営が図られている」について、どのように効率的な業務運営が図られたかわかりやすくするため、「～するなど」の例示を記載した方がよい。また、5行目の「現場対応件数が減少するなど」について、「何割程度」など数値でわかるように記載した方がよい。

(委員) 課題の表現が分かりづらいので、「包括管理の効果を上げる適正な指定管理対象範囲等の設定」のような表現に修正した方

がよい。

(4) 性能規定の円滑な運用・適用性、モニタリングの必要性について

(委員) 課題の1点目について、もう少しわかりやすい表現にした方がよい。

(委員) 課題について、1点目は「より定性的な性能規定としての要求水準書等の在り方」または「書き方」のような表現に修正した方がよい。また、2点目は「見直し」だと現状を否定するような印象を受けるので「検討」といったような表現がよい。

(5) 民間による苦情・相談対応の現実性、行政の負担減の度合いについて

(委員) 評価の5行目の「件数の減少」について、「何割程度」など数値でわかるように記載した方がよい。

(委員) 行政の負担減に関して、これまでも意見があったと思うが、指定管理者に移行していくと市職員の技術力が低下していくのではないかという懸念について、課題に記載した方がよいのではないか。

(委員) 全体的な話になるので、資料19の答申1の冒頭の文章に盛り込む形でもよいのでは。

(事務局) 答申1は、評価項目が決まっているが、答申2は「制度の今後の在り方について」ということで内容に幅があるので、こちらに記載するという考え方もあるのではないか。

(6) 使用許可など行政で担ってきた管理業務の代行の実現性について

(委員) 評価の文末が「周知などに課題がある。」となっているが、課題は別途、示しているので「周知が必要である。」または、「周知すべきである。」というような表現に修正した方がよい。

(委員) 課題の2点目の「事務処理の仕組み」とはどのようなことか。

(事務局) 公園の使用申請について、市では紙と電子いずれの申請も可能となっているが、個人情報の取り扱いの課題もあり、指定管理者とは電子申請によるシステムを共有しておらず、紙による申請のみとなっている。また、指定管理者が管理する公園であっても、制度導入前と同様に、市に申請があれば許可していることもあり、現在、許可の大半を市が行っている。事務処理の仕組みにも課題があると考えている。

(委員) 指定管理者が電子申請によるシステムを構築するとしたら費用負担の課題もあるし、市がそのような電子申請によるシス

テムを新たに構築していくのかという課題もある。

- (事務局) 使用許可の代行に関しては、事務処理の仕組みの検討が必要と考えている。あわせて、指定管理者に直接申請できることについての周知等の強化も必要と考えている。
- (委員) 「事務処理の仕組み」という表現は、もう少しわかりやすく「受付処理の仕組み」などに変えたらどうか。
- (委員) 電子申請によるシステムの構築について、市でやるか指定管理者でやるかは大事なところで、市で構築して指定管理の期間だけ使えるようにすれば、指定管理者が変わっても事務処理に支障が出ないと思う。また、電子申請によるシステムの構築を条件にしてしまうと、構築できる業者とできない業者で差が出てしまうことにもなる。
- (委員) 個人情報のこともあるので、指定管理者が電子申請によるシステムを構築するのは難しいのではないか。
- (事務局) 受付処理の仕組みについては、他の事例も参考にしながら検討していきたい。
- (委員) 電子申請によるシステムについて、同じシステムを使う場合でも、市が使用する場合と指定管理者が使用する場合では、扱える情報の範囲など、機能を変えることもできる。
- (委員) 現在、指定管理者は申請をどのように受けているのか。
- (指定管理者) 府中公園にある事務所の窓口で受けている。
- (委員) 指定管理者が申請の代行を行っていることを更に周知して、申請に係る情報を市と共有していけばよいのではないか。
- (委員) このことについては、周知・広報の強化と、情報共有の仕組みの整備も必要だと感じる。
- (委員) 今は、様々な申請において、デジタル化が要求されていて、ネットで申請から入金までできる時代となっている。公園に係る申請も、そのような環境に移行していくものと思う。
- (委員) 現在、何件ぐらい申請があるのか。
- (事務局) 令和5年度の指定管理に係る公園の許可件数は256件、そのうち指定管理者による許可件数は8件。令和6年度の許可件数は237件、そのうち指定管理者による許可件数は9件となっている。
- (委員) 現在、市のホームページに指定管理者による許可について案内がないので、市民に伝わりにくいのではないか。
- (委員) 課題について、「指定管理者が運用できる使用許可に係る受付処理の仕組みの検討」といった表現がよいのではないか。
- (委員) 将来、指定管理者が増えていった場合、申請先が異なり、市

民が混乱をきたさないようにしないといけない。

(4) 収益施設設置やイベント等へのニーズ把握について

(委員) 評価について、4行目に「評価できる。」、9行目に「評価する。」という記載がある。この欄自体が評価を書く欄なので、表現が重複している。また、他の検証項目の評価欄には、このような記載はない。よって「評価できる。評価する。」という表現は削除した方がよい。

(委員) 自動販売機の収益だけでプレーパークなどの運営が賄っているのか懸念がある。府中公園など人が集まる公園だと自動販売機の収益に期待できるが、他の公園も指定管理となった場合に同じように収益があがるか疑問がある。

(委員) 課題の1点目と2点目の順番は、評価欄の順番に合わせるため、逆にした方がよい。

(委員) 評価の6行目の「また」以降について、「市民ニーズに対して、的確なアプローチができています。」という表現は確定的な表現となっているので修正した方がよい。

(5) 事業規模の適正性について

(委員) 8行目に「望ましい」という記載があるが、この意見は指定管理者から出たものなので「してほしい」といった表現に修正した方がよい。また、10行目の「設定することが望ましい。」は「検討する必要がある。」に修正した方がよい。

(委員) 課題の「運用の見直し」は「検討」と修正した方がよい。

(6) 地域協働の実現性について

(委員) 4行目の「より高次の」という表現はわかりにくいので、修正した方がよい。

(委員) 3行目に「自然遊び」の記載があるが、地域協働は自治会や環境団体、コミュニティガーデンなど、他の活動もあるので「多様な地域協働」のような表現がよいのではないかと。

(委員) 「自然遊び」だけではなく他の取組も追記して、4行目の「高次」という表現は削除した方がよい。

(委員) 団体数が増加傾向にあるということから、4行目の最後は「多様な主体との協働を図る」といったような表現がよいのではないかと。

(委員) 課題の「要求水準の設定」というのは条件の設定ということか。

- (委員) 本業務に対して市が指定管理者に求める事項を、要求水準書に適切に記載していかななくてはならない。その記載に基づき指定管理者は業務を展開していくので、要求水準の設定が重要なポイントとなり、このような表現になっている。団体の拡充とあるが、団体数が増加していくことだけがよいことなのかどうか。
- (委員) 数が増えればよいということではないと思う。中身が伴ってほしい。
- (委員) 団体数は増加してきているのか。
- (事務局) 少しずつ増えている状況である。
- (委員) 1行目の「増加してきており」は、「増加傾向にあり、現在何団体である」といったように修正した方がよい。
- (委員) 「拡充に係る要求水準の設定」という表現も「拡充に係る要求水準の在り方」といった表現の方がよい。

#### イ 指定管理者制度の今後の在り方について及び答申について

##### 事務局より参考資料に基づき説明

- (委員) 参考資料は、前回、委員より要望のあった事項についての資料ということでよいか。
- (事務局) そのとおりである。
- (委員) それぞれについて議論していくのもよいが、これが議題3の答申に関連することから、先に資料19の説明をお願いします。

##### 事務局より資料19に基づき説明

- (委員) 答申2については「指定管理者の期間、対象とする範囲、指定管理料に係る物価変動への対応などを踏まえた制度設計をしていただきたい」というところが答申の軸になるので、皆様からご意見を頂きたい。
- (事務局) 答申2に関しては、大きく3つの視点があるが、現時点で例えば期間について「何年にする」といった議論は難しいと認識している。よって、答申1及び3つの視点への対応などを踏まえた制度設計をしていただきたいといった表現になっている。
- (委員) 指定管理者制度を活用した公園の活性化を目指していくにあたり、期間が5年だと短いと感じる。参考資料⑭で小金井市の事例を紹介していただいた。私自身、小金井市の担当者に聞いたが、期間の設定が最も苦心したとのことである。期間については「自主事業を考えて」というような表現を加えた方がよい。

- (委員) 参考資料⑮に関し道路包括管理事業について、市全域は現在2期目とのことだが、1期と2期は各工区、同じ事業者なのか。
- (事務局) 北西地区と東地区は、1期と2期は同じ共同企業体である。南西地区について、1期は1社であった。2期は共同企業体であることを条件にしており、南西地区の2期は、1期を受注していた1社を含む共同企業体が担当している。
- (委員) 事業は違うが、期をまたいでもほぼ同じ事業者が担当するような事例もあることから、期間については、職員の事務負担の軽減なども考慮し、小金井市の事例も参考に、柔軟な設定が可能となるような表現にしてもよいのでは。
- (委員) 例えば、「より事業効果を安定的に発現させるため」といった表現ではどうか。期間については、最初から10年間と設定することで、様々な企業が参加できなくなるというような懸念もあるとするならば、まずは5年間とし、その後、オプションで随意契約のような対応は合理的かもしれない。
- (委員) 小金井市の事例も参考に検討していただきたい。また、Park-PFIについても、民間活用の手法の一つとして、今後、検討の余地があるのではないか。郷土の森公園は、検討対象になり得ると思う。交通遊園について、改修の検討が進められているようだが状況はどうか。
- (事務局) 既に設計業務に着手している。
- (委員) 既に着手しているのであれば、今からPark-PFIの検討は難しいと考える。
- (委員) 期間については、「効果を上げるため」であるとか「安定的な公園の管理を図るため」といったように、期間を柔軟に考えられるような表現でもよいと考える。また、投資的なサービス施設の整備も視野に「Park-PFI制度の活用も勘案しつつ」などといった表現も良いと考える。
- (委員) 期間については余地がある方がよいと考える。
- (委員) 交通遊園のような運営施設がある公園は、期間を長めに設定した方がよいと考える。
- (委員) ブロック分けについてはどうか。
- (委員) 郷土の森公園にある総合体育館の移転について検討が進められているとのことだが、その跡地をどのようにするかが公園運営にも影響すると考えられる。どのような計画となっているのか。

- (事務局) 総合体育館の移転に向けた検討が進められており、跡地の活用についても検討が進められると認識している。郷土の森公園はバーベキュー場や野球場もありポテンシャルが高い公園と考えており、Park-PFI の活用も可能と認識している。交通遊園の改修や総合体育館の移転に向けた検討が進められている中で、指定管理者制度の対象としていくかは考えていかななくてはならない。
- (委員) 総合体育館跡地が公園にならない可能性も踏まえ、第3ブロックは南北に長い地域となっているため、第4ブロックに四谷地域を加えた東西の地域にすれば管理がしやすくなるのではないか。そういったことも踏まえバランスよくブロック分けを設定した方がよい。
- (委員) 答申2の書き方については、これまでの議論を踏まえ、「～を勘案しつつ」であるとか「～の現状を踏まえ」といったように、本委員会で議論してきた内容を文章に盛り込んでいく形がよい。
- (委員) 指定管理者制度の対象とする公園の範囲について、令和10年度から全域を指定管理にするかどうかでも議論した方がよい。今後、府中基地跡地において、公園整備の検討も進められていくことなどから、令和10年度から全域ではなく、段階的に導入していく方がよいと考える。
- (事務局) 答申2については、お話のあった段階的な導入という考え方も含めて、これまでの議論の内容を盛り込んでいく方向で修正する。
- (委員) 市は、全体を指定管理にしたいのか。それとも直営も残していくのか。
- (事務局) そのあたりも含めて、今後検討していくが、令和3年に市が策定した「公園管理の在り方に関する方針」(資料5)では、全域を指定管理にしていくことを視野に、現在、試行として68公園で指定管理を実施しており、この委員会で導入効果を検証していただいている。そういったことも踏まえて、考えていきたい。
- (委員) 全域を指定管理に移行したときに市職員の技術力が低下していくのではないかと懸念についても考えていく必要がある。
- (事務局) 技術力の確保等については市も課題であると認識している。
- (委員) 第3ブロックは府中崖線で地域性が変わるので、南の地域は第4ブロックに含めた方がよいのではないか。

- (委員) そういった視点も答申に盛り込んでいければと考える。
- (委員) 市の緑の基本計画に定めている水と緑のネットワークの形成といった視点からも、地理的地形的につながっている緑地は非常に大事だと思う。武蔵台緑地や府中崖線などは、斜面地の樹林の管理が中心になるので、他の公園の管理と同じようには扱えないと考える。また、対応できる事業者がいるかの懸念もある。崖線のような形態の公園については、一つの区域として考えていくのがよいのではないかと。
- (委員) 公園のブロック分けについて、管理技術という視点でも考えていくことは大事である。
- (委員) 崖線には湧水という資源もあるので、維持管理していただくだけではなく、人に来てもらう、アピールしていくという発想もあるかもしれない。
- (委員) 東京都ではハケの緑地のガイドラインを作っていたり、国分寺崖線では隣接する大学とか企業が情報交換をしながら緑を保全していく協議会を開いていたたりしている。崖線を管理していくにあたっては、そういった取組に関与することも考えてほしい。
- (委員) 公園の規模とかも考慮した方がよい。
- (委員) 近年、入札が不調になる事例が多い。令和10年度からの制度設計にあたっては、不調になりにくい条件設定についても考えた方がよい。物価スライドについては、そういった視点でもあるし、公園の種別の違いに関しても、指定管理者が複数企業でグループを作ることにより、そういった違いを吸収していけるようなやり方を考えていく必要があるのではないかと。ある地域はひとつの企業で管理する。また、ある地域は複数企業で管理していくなど、メリハリを付けていくのもよいのでは。
- (事務局) 現在の4ブロックに分けた趣旨の一つとして、拠点公園をブロックの軸とし自主事業によるイベントの開催などで活性化しながら、規模の小さい公園の維持管理については、一定数の公園を一括で管理するスケールメリットと、適正な管理ができる公園数の両立といった視点で設定している。指定管理者と市による直営を共存していくのか、していくとした場合にどのような視点ですみ分けしていくのか、などについても考えていかななくてはならない。
- (委員) 全域を指定管理にしていく場合、ブロック分けをしても、それらをまとめていける大手の事業者が複数いるかどうか

大事になってくるのではないか。

(委員) 指定管理業務に本気で乗り出してきている業者はあまり多くない印象である。そういった中で、指定管理者に各ブロックが持っている資源性を的確に向上させていくような取組を求めていく。そういった制度設計が大事だと考える。

(事務局) 指定管理者制度においては、民間活力を活用して、公園の魅力を上げていくことが重要であり、制度設計にあたっては、そういった考え方を盛り込んだ形としていく。

## (2) その他

(委員) 一市民として、指定管理者になって行政の負担が減ったり、コストが下がったりする視点は大事ではあるが、それよりも指定管理者制度が導入されて、府中の公園がよくなってよかったと市民に思ってもらえるように、これからも進めていただきたい。

(委員) 現在、府中市公契約条例の在り方等検討委員会が開催されていて、その検討が公園の指定管理者制度に関係してくる可能性がある。検討状況を確認し、答申は、整合が図られるような内容にしてもらいたい。

(委員) 本検証委員会では、あまり指定管理者の意見を聴く機会がなかったように思う。次期の指定管理者制度の取組においても、同じように取組の検証がされると思うので、その際は、指定管理者の意見を聞く機会を増やしていくのがよいと思う。

(事務局) 次回の日程は、令和7年8月を予定している。